

合衆国最高裁判所における女性労働「保護」法理の展開
——女性最低賃金法違憲判決のジェンダー分析——

中里見 博

はじめに

第一章 女性最低賃金法の成立

第一節 「家族賃金」と女性労働者の低賃金

第二節 女性最低賃金法と社会諸集団

第二章 女性最低賃金法諸判決

第一節 女性最低賃金法合憲判決の論理

第二節 女性最低賃金法違憲判決の論理

第三節 小 括

第三章 合衆国最高裁女性最低賃金法違憲判決の分析

第一節 「契約の自由」の侵害説

第二節 「性別分業」の維持説

むすびにかえて

はじめに

本稿は、女性労働時間法合憲判決（Muller v. Oregon, 208 U.S. 412 [1908]）において成立した合衆国最高裁判所の母性主義的な女性労働「保護」法理が、その後の合衆国社会における男女「平等」の進展と「契約の自由」の再浮上を背景に、女性最低賃金法違憲判決（Adkins v. Children's Hospital, 261 U.S. 525 [1923]）にいたる過程でどのような展開をみせたかを明らかにする作業である。

前稿¹⁾において筆者は、女性労働者のみを対象にした州労働時間法を合憲としたミュラー対オレゴン事件判決を検討し、判決が女性を男性に依存し従属（dependent）して母性役割を発揮する存在とみなす母性主義的な「性別分業」観に依拠した「保護」論をとっていたことを明らかにした。²⁾そこでの「保護」はむしろ女性の人格的・経済的従属と相互互換的であった。³⁾

その後最高裁判所は、アドキンス対児童病院事件において、女性労働者のみを対象にした最低賃金法を今度は違憲無効とする判決を下した。この判決は、「契約の自由」の保障を強調する一方で、男女の権利「平等」論を展開し、

女性のための「保護」を「特別な制約」(261 U.S. at 553)と表現して、男女が「平等」である以上女性労働者の特別「保護」は許されないと判示した。そこでは、女性の人格的・経済的従属は（現実はともかく）形式論理的には払拭されたが、「平等」と引き換えに女性労働「保護」（＝女性労働者の最低賃金額の法定）が無効にされた。⁽⁴⁾ 従属とセツトの「保護」であればよいが、「平等」とセツトの「保護」は認められない、ということである（「平等」と「保護」の対立）。本稿は、アドキンズ事件判決にみられる雇用における男女「平等」と女性労働「保護」の対立関係を「性別分業」⁽⁵⁾ならびにそれを支えたジェンダー⁽⁶⁾という視角から分析することをおして、今日でもみられる男女「平等」⁽⁷⁾か女性の特別「保護」かの対立関係の根拠を明らかにすることを課題とする。

「契約の自由」と男女「平等」を理由として女性の特別「保護」を違憲としたアドキンズ事件判決は、一見、ミューラー事件判決の母性主義的女性労働「保護」法理を変更したかにみえる。しかし最高裁は、女性労働時間法と女性最低賃金法とを区別し、前者に関するミューラー事件判決を覆したのではないとしており、現にアドキンズ事件判決の直後に、女性の夜間労働を制限する法律を合憲とする判決（*Radice v. New York*, 264 U.S. 292 [1924]）を下す。ラデイス事件判決はミューラー事件判決に酷似した論理を展開し、アドキンズ事件判決で展開した男女同権論も、「契約の自由」の「神聖」⁽⁸⁾さの強調もみられない。では、なぜ女性労働者を長時間労働や低賃金労働からともに「保護」するはずの立法のうち、前者は合憲で後者は違憲なのであるのか。

本稿はこの問題に、当時の支配的イデオロギーである「性別分業」の観点から接近し、判決の論理にそれがどのように表れているかを明らかにしたい。ミューラー事件判決の母性主義的女性労働「保護」法理を生み出したのが、女性労働を排除し男性中心の労働を意味する性別分業であり、本稿はこの性別分業の視角からアドキンズ事件判決における男女「平等」と女性「保護」の対立、ならびに女性労働時間法＝合憲、女性最低賃金法＝違憲という判決の

関係进行分析する。

そこでまず、判例分析を行なう前提として女性最低賃金法と性別分業（ないし女性労働）との関係を社会諸集団の態度の分析をつうじて考察し（第一章）、つぎに女性最低賃金法の合憲判決と違憲判決の論理をそれぞれ明らかにし（第二章）、さいごにアドキンズ事件違憲判決の論理をミュラー事件判決との対比において、性別分業の観点から分析する（第三章）。

第一章 女性最低賃金法の成立

第一節 「家族賃金」と女性労働者の低賃金

二〇世紀初頭の合衆国の女性労働者の賃金は、男性労働者と比べて二重の意味において低く抑えられていた。第一に、女性労働が不熟練で不安定な、相対的に低賃金の職種に集中していたためである（＝性別による職域分離⁽¹¹⁾）。だが同一労働においても女性の賃金は男性よりも低かった。女性は、たとえ同じ職種の労働を行なっても——「単に女性であるという理由で」——男性労働者の賃金の約二分の一しか支給されなかった。

なぜ女性の低賃金労働への集中や同一労働での女性差別は生じたのであろうか。テントラーが指摘するように、それは男女間の権威的力関係も含む複雑な社会関係によって形成されたであろう。だがこの点に関して、とりわけ「家族賃金（family wage）」観念が果たした役割の重要性を指摘することができる。⁽¹²⁾「家族賃金」とは、家長男性⁽¹³⁾が

世帯の唯一の賃金労働者（breadwinner）であるという性別分業を基盤とし、夫は妻と子どもを養うことができる額の賃金を受け取るべきであるとする賃金システムである。性別分業型「家族賃金」のもとでは、女性が賃労働に従事する場合、既婚女性であれば家計を補助するための一時的なものであり、非婚・離婚女性や寡婦のように自活したり、世帯の主たる稼ぎ手として恒常的に労働しなければならぬ場合はあくまで例外的なものであるとみなされる。それゆえ、男性と女性とで異なる二種類の賃金体系が存在し、同じ労働に従事しても、男性と女性とは異なった二種類の賃金、すなわち男性は「家族賃金」、女性は「小遣い銭（pin money）」をそれぞれ受け取ることになる。⁽¹⁶⁾ その結果女性労働者は、自己の賃金のみによっては他の家族員を養うことはおろか、自分一人が生きていく生活費すら得られなくなる。⁽¹⁷⁾

「家族賃金」観念は、近代家父長制社会の産物である。男性が社会的生産を担当して一家を支え、女性が経済的に従属するという意味において、それは「家父長制」的であり、そのような性別分業自体が工業化以前の社会においてはなかった⁽¹⁸⁾という意味において、それはすぐれて「近代」的なものである。経済活動の工業化にともない前近代的な家内生産的性別分業にもとづく近代家父長制家族が動揺し、近代的性別分業にもとづく近代家父長制家族に再編されるなかで、「家族賃金」は要求され定着したのである。⁽¹⁹⁾

男性一人の賃金で家族全員を養育することができる性別分業型「家族賃金」は労働運動の成果であり、労働条件の向上であるという側面をもつ。しかし、性別分業型「家族賃金」には、それが男性の賃金であることから生じるつぎのような問題があったことが看過されてはならない。

第一に、「家族賃金」は、夫をもたない女性に過酷な経済的困窮をもたらした。男性は扶養家族をもたない単身であつても「家族賃金」が支払われたのに対して、女性は男性に扶養されていない単身であつても、さらに扶養家族

をかかえた場合であっても、家計補助的賃金しか支払われなかった。実際には女性労働者のほとんどが、単なる夫の収入の補助ではなく、夫に代わって一家の家計を支える目的で就労していた。たとえば、一九二五年のフィラデルフィアの既婚女性労働者に関する調査によると、六〇%が、夫の病気、遺棄 (Desertion)、または死亡が原因で就労しており、二九%が、夫の収入が不十分であることが理由で働いていた。個人的な好みで就労していると答えたのは一一%にすぎなかった。⁽²⁾ 女性の家計補助的低賃金は単身の女性の自活を妨げただけでなく、扶養家族 (子どもや老親) をかかえた女性世帯主家族の生活をとりわけ困難にした。

また「家族賃金」は、夫に扶養された女性の労働の必要性を完全になくしたわけでもなかった。労働者階級の家族において、実際に夫一人の賃金で家族を養育できる「家族賃金」を受け取ったのは一部にすぎなかったからである。したがって、低所得層の家族では妻や子どもも労働に従事した。要するに性別分業型「家族賃金」は、夫のある女性の就労の必要性を完全に解消することなく、また労働せざるをえない女性たちの賃金を低く抑える機能を果たしたのである。

このような問題のあった「家族賃金」の前提には、すべての女性は男性——未婚であれば父親、既婚であれば夫——の賃金に依存する存在であるとみなす、近代的な女性の男性への従属の観念 (≡近代工業社会における家長制観念) がある。男性の半分しかなく、経済的な自立を不可能にする差別的な低賃金は、女性を「家族」に、より正確にいえば、男性に、従属するものとする。自立不能な低賃金しか労働市場で与えられない未婚若年女性には、男性と結婚して夫≡男性に経済的に依存する道しか残されない。夫の収入が低く家計を補助するために働く妻≡女性は、同じ労働をしても夫≡男性よりも低い差別的な賃金しか得ることができず、自立することがいつまでもできない。テントラーの表現をかりると、「女性の賃金の究極的な効果は、女性を固定的な貧困賃金労働者のままにして

おく従順性と広く浸透した疎外感を強化することであった」のであり、それは「男性による経済的保護への、個々の女性の要求を強化した」²²⁴のであった。

第二節 女性最低賃金法と社会諸集団

本節では合衆国諸州で成立した女性最低賃金法がどのように成立し、諸階級が同法をどのように評価していたのかを探る。裁判所の判決は、女性最低賃金法の社会的意味や評価と無関係に下されるわけではなく、当時の社会的文脈のなかで合憲性が判断されたはずだからである。

女性労働者の低賃金問題²²⁵の受け止め方は、階級により異なっていた。男性労働者中心の労働組合は女性の低賃金が女性労働者と競合する男性労働者の賃金水準を引き下げていることを問題視し、革新主義的な中産階級の社会改良家層は女性の低賃金労働が家族を乱し社会問題を引き起こしていると考えた。

問題の受け止め方は異にするものの、労働者階級と中産階級は問題解決のために女性の労働を無用にする性別分別業型「家族賃金」を確立する必要があると考えた点では共通していた。しかし、「家族賃金」を獲得する方策について両者は異なっていた。男性労働組合が、労働者を組織し使用者と交渉して「家族賃金」を獲得する方法を志向したのに対し、中産階級は立法者に働きかけ、「家族賃金」を盛り込んだ最低賃金法の制定をつうじて「家族賃金」を確立しようとした。

ところが、実際に合衆国諸州で成立したのは、女性の労働を予定しない「家族賃金」体系と矛盾した、女性労働者を一個の独立した労働者として認め支援する女性最低賃金法であった。なぜ、当時の労働組合も中産階級も「家

族賃金」を求めていたにもかかわらず、女性最低賃金法が成立するにいたったのであろうか。これが本節の問題である。

一 労働組合

一九世紀から二〇世紀の変わり目に合衆国の労働運動の主流として台頭したのは、職能別組合の連合体であるアメリカ労働総同盟 (American Federation of Labor、以下 A.F.L.) である。²⁴⁾ A.F.L.は、男性熟練労働者の階級的利益の擁護を目的とし、その達成手段として立法に訴えることには懐疑的であり、労使間の団体交渉によって実現することを目指していた。²⁵⁾

A.F.L.は、熟練労働者を含む全労働者を対象にする最低賃金法の制定にも強く反対していた。²⁶⁾ 他方で A.F.L.は、熟練男性労働者以外の労働者についての立法的措置は支持していた。A.F.L.は女性や少数人種・移民の不熟練労働者を組合から排除し、²⁷⁾ その者たちの利益については、労働運動によってではなく、立法によって「保護」²⁸⁾ することを支持していたのである。

しかし A.F.L.は、女性労働者の低賃金問題についてはあいまいな態度を取りつづけ、一方で立法の必要を認めながらも、他方で労働運動による改善を強調するなどした。²⁹⁾ 州レベルの組織では支持に回るものもあったが、全国レベルでの A.F.L.の指導者が女性最低賃金法を積極的に支持することはなかった。³⁰⁾ 女性労働時間法を支持した A.F.L.が、女性最低賃金法については明確な支持を与えなかったのである。なぜ A.F.L.は、女性最低賃金法を積極的に支持しなかったのであろうか。

エリ・ザレツキーは、A.F.L.が低賃金・不熟練労働者の立法措置を支持した理由を、熟練労働者の保護という A

F.L.の利害の観点から説明する。すなわちA.F.L.は、女性や移民との競争から熟練労働者の利益を保護するために、「できる限り労働者の供給をコントロールすること」を「中心的な目標」にしていたのであり、それゆえ「チープ・レーバー」とよばれたものの影響を緩和する見込みのあった女性保護立法、児童労働廃止、移民制限、徒弟制の管理、八時間法を含むあらゆる立法を支持した²³というのである。

ザレツキーによれば、女性や移民労働者を対象にした「保護」立法は、じつはそのような労働者の労働市場からの排除にはかならなかつた。この観点からすると、女性最低賃金法は女性労働者の賃金を上昇させるため、女性を労働市場に誘引する方向に働き、女性労働者の労働市場への供給量を増やす。これは熟練男性労働者の利害と衝突するために、A.F.L.は女性最低賃金法を支持する立場をとらなかつた、ということになる。

だが女性最低賃金法によって、現実には女性労働者の数が増えるかどうかは定かではない。使用者が男性よりも女性労働者を雇用する理由は、同一労働においても男性よりも安い賃金ですむという労働力の安さにあった。女性最低賃金法によって女性の賃金が引き上げられた結果女性を雇うメリットがなくなり、女性の代わりに男性が雇用されることも生じたからである²³。

またA.F.L.は、女性、とりわけ悪条件でも就労した移民女性の低賃金が、男性労働者の賃金を低い水準に抑制する働きをすることを問題にしていた。女性労働者の一定水準の最低賃金を確保することによって男性労働者の賃金が低く抑えられることを避けることができれば、A.F.L.の利益にかなうはずであった。さらに女性最低賃金法は、男性熟練労働者の賃金を労使交渉にゆだねる道を残すものであり、その意味でもA.F.L.の立場と矛盾しない。

このように女性最低賃金法の制定はA.F.L.の利益を損なうとは一概にはいえず、むしろプラスになる側面すらあった。それにもかかわらず、なぜA.F.L.は女性最低賃金法を支持しなかつたのだろうか。問われるべきはこの点であ

る。この点を、女性最低賃金法を支持した女性労働組合連盟 (Women's Trade Union League、以下WTUL) の立場の検討をつうじて考えてみたい。

一九〇三年に設立されたWTULは、産業社会における女性の権利を擁護するという目的をもっており、労働者階級と中産階級の女性を女性労働者の保護という観点で結びつけた組織であった。³³⁾ 設立当初はAFIと密接に活動したため、AFIの影響により、女性労働者を組織するをつうじて女性労働者の労働条件を改善する方法を追求し、最低賃金法の制定には反対であった。³⁴⁾ しかしWTULはしだいにAFIの戦略に疑問をいだくようになり、「AFIの職能別組合モデルは、女性が多勢をしめていた季節工不熟練産業を組織するには不適當であると気づいた」³⁵⁾。こうしてWTULは、女性労働者の窮状を救うためには、立法によるバックアップ以外に方法はないという考えに変わっていき、一九一一年の大会でついに女性最低賃金法の支持に回った。³⁶⁾

WTULとAFIの女性最低賃金法に対する態度の違いを生んだ根拠には、両者の性別分業型「家族賃金」に対する態度の違いがあったと考えられる。AFIは、性別分業型近代家族を労働者家族の理念としてえがいており、女性労働に対する認識は、「わが国においては、一般に妻が労働によつて家族を扶養することに貢献する必要性はな(く)、賃労働者としての妻は「…」社会的には不要である」というものであった。そして男性熟練労働者の賃金として、妻子が賃労働に従事することなく夫の賃金のみで暮らすことのできる「家族賃金」を要求していた。⁴⁰⁾ したがつて労働者家族の賃金の上昇は、一家の稼ぎ手である家長⇨男性労働者の賃金を上げることをつうじて達成されなければならぬ。男性の「家族賃金」を確保せず、女性の生活賃金を保障する女性最低賃金法は、AFIが求めている性別分業型近代家族の賃金体系とは相いれないものであった。

これに対して働く女性の利益を擁護しようとするWTULは、女性に家計補助的賃金しか支給しない「家族賃金」

体系に批判的であった。WTULは、「女性は男性の収入を補うために、あるいは自分のためにきれいな衣服を買うために働くにすぎない」という「小遣い銭」論を厳しく批判していた。⁽⁴¹⁾ WTULは、多くの女性が扶養家族をもった大黒柱であることを指摘し、「男性組合活動家は〔…〕女性が産業界の永続的な要素であることを遅かれ早かれ理解しなければならぬ」という立場に立っていたのである。女性の労働の必要性を認め、「家族賃金」を批判するWTULが、女性労働者の自立を可能にする女性最低賃金法を支持したのは、それゆえ当然のことであった。

二 中産階級革新主義集団

一九世紀に進行した年少者と女性の工場労働者化は、家族の再生産機能や社会秩序維持機能を解体し、急激な都市化や大量の移民の流入とともに、社会秩序の混乱を引き起こした。この事態に対し中産階級の諸集団は、革新主義的な社会改良政策を打ち出し、近代的な性別分業にもとづく家族を確立して工業化社会の再統合を目指した。⁽⁴³⁾ として性別分業型家族にふさわしい家長＝男性の「家族賃金」の立法による実現を目指し、諸外国で制定された性別分業型「家族賃金」を取り入れた最低賃金法を合衆国にも導入しようとした。⁽⁴⁴⁾

オーストラリア諸州で成立した最低賃金法は、両性の労働者を対象にするものであった。だがそれは、男女を対等な労働者とみなしたうえで両性の労働者の最低賃金を定めたものではなかった。それは支配的な性別分業にもとづく「家族賃金」観念を前提にし、それを内包したものであった。最低賃金の基準は「生活賃金 (living wage)」とされたが、具体的には、「平均的な労働者が相応に安寧に暮らす (live in reasonable comfort) ことができるのに十分であり、平均的な労働者が通常負っているあるゆる家庭上の義務を顧慮したもの」とされ、その後より明確に、子どもが一人いる家族を基準に最低賃金額が決定されることとなり、「家族賃金」が最低賃金とされた。⁽⁴⁵⁾ また二人以上

子どものいる場合には、家族手当 (family allowances) が支給されることが定められた。

コモンズとアンドリューズによれば、「オーストラリアにおいては男性と女性の異なる賃金基準の問題は、明瞭に解決されてきた。男性は通常家族を扶養せねばならないので、男性労働者の生活賃金はそのような扶養費を賄わねばならず、女性は通常自分一人を養うので、女性労働者の最低賃金はそれにもとづいて決められる」⁴⁶⁾。そして、「最低賃金は例外的なケースにもとづくことはできない」⁴⁷⁾と考えられていた。すなわち、性別分業型「家族賃金」観念の支配のもとでは、性別を明示しないすべての労働者を対象にする最低賃金は、じつは家長男性労働者を暗黙裡に対象としていたのである。

女性労働時間法の制定運動と裁判闘争の中心を担った全国消費者連盟 (National Consumers' League、以下NCL) は、最高裁判所の合憲判決を獲得するとただちに最低賃金法制定の取り組みを開始した。NCLも、当時の支配的な観念にもとづき夫々男性への「家族賃金」の支給を求めていたのであり、女性労働者のみを対象とした最低賃金法の制定を目標としていたのではない⁴⁸⁾。

ところがNCLは、「家族賃金」型最低賃金法ではなく、女性最低賃金法の制定運動を強力に推進した⁴⁹⁾。シーダ・スコッチポルはNCLが女性最低賃金法の制定運動を推進した根拠を検討し、つぎの三点を「実践的理由」として指摘する。第一に先行する女性労働「保護」立法の存在であり、第二に裁判所の支持の見込み、第三に中産階級諸集団の同盟関係の形成である⁵⁰⁾。

スコッチポルによると、第一の点には二つの意味がある⁵¹⁾。まず、先行制度の存在が後の制度の創出に有利に働くという意味である。女性労働時間規制法の執行のために設けられ、女性労働者の労働実態に精通している統計専門員、工場監督官その他の行政官が、女性最低賃金制度の創設のさい積極的な役割を果たした。また先行制度自体が

別の制度の創出を要請するという意味があり、女性労働時間法が有効に作用するためには女性最低賃金法が必要となる、という関係があった。労働時間規制による賃金の喪失から女性労働者を保護しなければ労働時間規制自体がうまく機能せず、そのためには最低賃金法によって女性労働者の低賃金を改善する必要がある、と推進団体は考えていた。

第二に、当時新たな労働保護立法を制定するさい、裁判所がその合憲性についてどう判断するかは重大な問題であった。⁵² 裁判所が、男性を含むすべての労働者を対象とした最低賃金法を合憲と判断する確かな見込みはなかった。しかし合衆国最高裁判所は、女性労働時間法を合憲としたミューラー事件判決において、女性労働者は男性労働者から「集団として」区別されるむねを判示していた。⁵³ この最高裁判所の論理は、最低賃金法も女性労働者に限定すれば合憲とされる見通しを示していた。

第三点目の諸集団の政治的連携について、スコッチポルは詳細な研究をしている。⁵⁴ それによると、使用者、経営者層からの反対がとくに強力であり、また男性労働組合の積極的な支持も望めなかった最低賃金法の制定を実現するには、NCLなどの推進団体は、とくに広範な中産階級層の支持を勝ち取る必要があった。最低賃金法制定運動の焦点を女性労働問題、とりわけ低賃金による経済的困窮が女性の性的モラルを悪化させている問題⁵⁵ にあてることによって、教会勢力や女性諸集団、その他女性の低賃金労働問題を憂える中産階級世論の支持を得ることができた、とスコッチポルは指摘する。

女性のみを対象を限定するというNCLなど推進団体の戦略は功を奏し、立法運動はひろく中産階級の革新主義的諸組織と女性諸集団を巻き込み、また州レベルでは労働組合の支持もあり、一九二一—二三の二年間で九つの州で州女性最低賃金法の成立をみた。⁵⁷ 各女性最低賃金法は、女性労働者の最低賃金の基準を、すべての女性労働者に

「生活必要費 (necessary cost of living)」を満たす額として、すなわち「人なみに体面を保てる (decent) 生活水準を維持するに足る賃金」いわゆる「生活賃金 (living wage)」⁵⁸⁾とした。これは女性労働者を一個の独立の労働者とみなすものであり、女性労働者を一時的、例外的な家計補助労働者となみず性別分業型「家族賃金」の考え方とは対立するものである。最低賃金額は、概して現実の最低限度の生活費に満たないものであったが、女性最低賃金法は、実際に女性労働者の賃金を上げる効果をもったと評価されている。⁶⁰⁾

以上、各社会集団の女性最低賃金法に対する態度をみてきた。男性中心の労働組合 (AFL) は男性労働者の「家族賃金」と矛盾する女性最低賃金法を積極的には支持しなかった。女性労働組合 (WTUL) は働く女性の利益擁護の立場から支持した。労働組合の態度を決定したのは、「家族賃金」||性別分業ないし女性労働に対する評価、より深くにはその評価を基礎づける社会的な性別||ジェンダー観念の違いにあったと思われる。

これに対して、性別分業型家族の確立により産業社会の統合をはかる中産階級は、「家族賃金」型最低賃金法を最終的な目標としながらも、戦略的選択から女性最低賃金法の制定を第一に求めた。この戦略上の選択は、立法による社会改良という、中産階級集団の一般的手法によって規定されていた。あとは、裁判所がこの法律の合憲性をどう判断するかが注目的であった。

第二章 女性最低賃金法諸判決

第一節 女性最低賃金法合憲判決の論理

一 ステットラー事件オレゴン州最高裁判所判決

女性最低賃金法に関する最初の州最高裁判所の判決が *Settler v. OHara* (69 Or. 519, 139 Pac. 743 [1914]) である。オレゴン州法は、産業福祉委員会が「女性に必要な生活費を与え、健康を維持できるのに十分な」最低賃金を設定することを規定し、同委員会は工場労働の最低週給八・六四ドルを決定した。工場主とその女性従業員がそれぞれ自己の「契約の自由」を侵害されたとして、委員会を相手に提訴した。

判決は、多数の女性労働者が低賃金のために栄養失調に陥ったり、身売りをするという文献や州委員会報告書を引用し、低賃金と女性労働者の健康およびモラルの低下との間に関係があることを認知した (139 Pac. at 748)。そして、女性労働時間法を合憲としたミューラー事件合衆国最高裁判決を引用して、女性労働者の健康とモラルを保護する立法は「公衆の健康とモラル」を維持促進する立法であり、デュープロセスを欠いて「契約の自由」を侵害するものではない、と判断した。すなわち、「最高労働時間法を支持するために提示されたすべての論拠は、最低賃金法が州のポリスパワーに含まれるものとして、また公衆のモラルと健康を保護するのに資するものとして、その合憲性を支持するために等しく適用される」 (*id.* at 749. 強調引用者)。

ステットラー事件判決の特徴は、このように女性最低賃金法を女性最高労働時間法と同一の根拠によって正当化

できるとしたことがある。しかし判決のこの理由づけには疑問ないし留意点が二点指摘できる。女性最低賃金法は、第一章でみたように、女性労働者の個人としての経済的自立を保障する性質のものであった。ところがミューラー事件判決の女性労働者「保護」法理は、前稿で明らかにしたように女性の男性への依存⁶¹従属と母性任務の發揮を理由として、女性を独立した労働者と認めないことを根拠とする「保護」論であった。女性労働者の自立を促進する女性最低賃金法を、ミューラー事件判決の「女性の従属」と「母性役割の遂行」論を根拠に正当化するのには背理ではないか、という疑問が生ずる。

第二に、ステットラー事件判決はミューラー事件判決の枠内にありながらも、看過しえない重点の移動がある。それは、当該立法を正統なポリスパワーの行使であるとする根拠が、女性の「健康」保護から女性の「モラル」保護に移ったことである。⁶²ミューラー事件判決では長時間労働によつて女性の健康が害されることが問題とされ、女性の健康と「公衆の健康」を媒介するものとして、「女性⁶³次世代の母」という役割論が利用された。すなわち、「健康な母親は強壯な次世代に不可欠」であるため「女性の身体的安寧は公共の利益と配慮の対象となる」(208 U.S. at 212)として、女性の健康保護立法、即「公衆の健康」増進立法であるとされたのである。

これに対してステットラー事件判決で焦点となったのは、女性の健康ではなく、女性の性的モラルであった。判決は、エリザベス・バトラー著『職業女性 (WOMEN OF THE TRADES)』とて書物からつぎの記述を引用する。「莫大な数の女性店員 (salesites) にとつて支払われる賃金は自活には不十分であり、またたよるべき家族のない女性の場合、栄養失調となつたり、身売りしたりしている。女性に(栄養失調または身売りという)二つの間のジレンマを迫る店員業は、徐々に、甘く、誘惑的な仕方である第二の選択(「身売り」)に招き寄せる機会に満ちており、雇用主のなかには、この事態を黙認するのみならず奨励さえする者までいる」(139 Pac. at 748)。これを根拠に判決

は、「現在までのような女性労働の雇用は公衆のモラルにきわめて有害であり、公衆のモラルを墮落させる強い傾向をもっている」と結論づけ、「州は、市民の健康のみならずモラルに対しても熱心でなければならぬ」(ibid.)ので、女性を性的モラルの「墮落」から救出する女性最低賃金法は「公衆のモラル」促進立法であり、州の正統なポリスパワーの行使であるから合憲としたのである。

ミューラー事件判決では、女性の健康と「公衆の健康」を媒介するものとして「母性」が前面に押し出されていたが、ステットラー事件判決においては、女性のモラルと「公衆のモラル」の媒介項が明示的には語られていない。女性にのみ性的モラルを課し、女性の性的モラルの「墮落」が即「公衆のモラル」の問題であり公衆の関心事である、という論理である。この判決の論理から透けて見えるのは、女性の（家族ないし家長男性への）性的・人格的従属を意味する家父長制的な性道徳観である。

ステットラー事件オレゴン州最高裁判決は、このようにミューラー事件合衆国最高裁判決から引き継いだ「女性の従属」と「母性任務の遂行」に加えて、自立と従属の背理を従属の方へといわば解消する、女性の性モラルの維持という家父長制的モラリズムを根拠にして女性最低賃金法を合憲と判断したのである。

ステットラー事件は合衆国最高裁判所に上告され、三年後判決が下された。オレゴン州の訴訟代理人から任命されたブランドイス裁判官不参加の八人の判事による判決で、意見が四対四に分かれ判決内容は公表されなかったが、合憲の原判決は覆されずに存続した。ブランドイス判事が判決に参加していれば、彼が女性最低賃金法を支持したことは確実であったため、実質五対四の合憲判決と受け取られ、現実には合衆国最高裁判所によって女性最低賃金法の合憲性が確定されたととらえられた。⁶⁴⁾

二 クロウ事件アーカンソー州最高裁判所判決

ステットラー事件合衆国最高裁判所判決が下されるのをまつて、アーカンソー州とミネソタ州の最高裁判所があいついで判決を下し、翌年さらにワシントン州最高裁判所も女性最低賃金法に関する判決を下した。⁶⁵⁾ いずれもステットラー事件判決を引用し、女性最低賃金法を合憲と判断した。

クロウ事件判決と翌年のラーソン事件判決は、ともにステットラー事件判決に忠実にしたがったものである。すなわち、「多くの団体」の「慎重な調査」によると、「一致した意見は、不十分な賃金はつねに女性の健康を害し、場合によると女性のモラルに悪影響を及ぼす傾向がある」(171 S.W. 6)り、「各世代の強健さ、知性、美徳は、大部分母親に依存している」がゆえに「女性の健康とモラルは、公共の、ひいては州そのものの重大な関心事である」(182 頁)。そして、「ステットラー対オハラ事件で述べられたとおり、われわれは、最高労働時間法(…)を支持するために述べられたあらゆる論拠が(…)公衆のモラルと健康を守るための規制として最低賃金法を支持するために等しく適用されると信じるものである」(182)と述べた。この論旨は、母性主義と性的モラリズムの結合であるステットラー事件判決の論理そのものである。

三 ウイリアムズ事件ミネソタ州最高裁判所判決

これに対して、ステットラー事件判決を引用しつつも独自の論旨を展開したのが、ウィリアムズ事件ミネソタ州最高裁判所判決である。判決はまず、ステットラー事件判決やクロウ事件判決と同様に、女性労働者の低賃金状態を指摘し、さらに低賃金が労働者の「健康」と「モラル」ならびに「次世代」の「健康」を「危険」にさらしていることを指摘する(165 N.W. 496)。「モラル」と「次世代の健康」への言及がゆえに、この指摘は一見、ミュラー

事件判決およびステットラー事件判決に依拠しているようにみえる。

しかし、「労働者」が性別中立的に使われている点が注目される。低賃金は男女を問わない労働者すべての「健康」と「モラル」を害するという趣旨ならば、この場合の「モラル」は「性的モラル」には限定されないだろう。また「次世代の健康」も、当然女性労働者（＝母親）のみならず男性労働者（＝父親）の「健康」にも依存しているのだが、これは母性主義にもとづく諸判決がずっと不問に付してきた点である。ウイリアムズ判決が母性主義を完全に否定する趣旨だったかどうかは判決文からは判然としないが、性別中立な「労働者」概念によって母性主義は明らかに希薄になっている。

さらにウイリアムズ事件判決は、男性と女性の間に見られる経済的不平等を強調する。すなわち、「使用者と労働者は（…）収益の自己の正当な取り分を得るために、労使関係を経済的に適切に調整しようとして争う。この経済的争いにおいて、集団（class）としての女性は、男性と平等ではない」（*id.*）、あるいは「正当な賃金ひいては〔生活に〕十分な賃金を確保する力において、男女間の不平等ないし格差は非常に〔大きい〕」（*id.* at 497）。「不平等ないし格差〔が〕非常に〔大きい〕」理由として判決は、（ミユラー事件判決が採用した）男女間の「身体構造」の違いから生じる「体力差」や女性の「母性任務の遂行」といった生物学的還元主義・母性主義あるいは「気質と生活習慣」に還元する立場をとらず、「女性は同一労働に対して男性より少なくなしか支払われていないこと」（*id.* at 496）という賃金差別を指摘していた。

このようにウイリアムズ事件判決は、女性最低賃金法の正統性の根拠として、（希薄化された）母性主義とモラルズムとならべて、雇用上の賃金差別からくる女性の経済的劣位を——後者に力点をおきつつ——あげた。そのうえで判決は、強い合憲性の推定を働かせ、坑内労働者の労働時間規制法を合憲としたホールデン対ハーデイ合衆国最

高裁判所判決を引用して立法府の判断に謙讓しつつ (id.)、それに「合理的な根拠」を認めて女性最低賃金法を合憲としたのである (id. at 497)。こうした州最高裁判所の合憲判決の連続によって、女性最低賃金法の合憲性はいつそう確実なものとなったように思われた。

第二節 女性最低賃金法違憲判決の論理

一 アドキンズ事件ワシントンDC最高裁判所判決

ところが、一九一八年制定のワシントンDCに適用される女性最低賃金法をめぐる事件で、DC最高裁判所が違憲判決 (Children's Hospital v. Adkins, 234 Fed. 613 [1922]) を下した。同法は、ワシントンDCのあらゆる職業について「女性が」人なみに体面を保てる生活水準を維持する」ための最低賃金を設定する権限を最低賃金委員会に与え、最低賃金額に違反して職員を雇用していた病院と、最低賃金額の適用によって解雇されたホテルの女性従業員がそれぞれ同法の違憲を理由に最低賃金額の執行の停止を求めて提訴した (id. at 614)。

この判決の特徴は、強い「契約の自由」擁護の姿勢である。判決は、合衆国憲法修正第五条と第一四条が保障する「自由」に「契約の自由」の保障が含まれることを確認し (id. at 616)、それを「憲法が与える最も神聖な保護」 (id. at 623) とよぶ。他方で判決は、立法府が「公共の安全と福祉」を根拠に、鉱業などの危険な産業において労働時間を制限したり、安全策を講ずることを要請することは「正当化されうる」 (id. at 616) と認める。しかしながら、そのような規制は「操業の形式のみに影響を与えるのであって、価格の領域に入り込むものではない」 (id.) とする。判決はつぎのように述べる。「私有財産——商品であれ労働であれ——の価格を設定する立法は〔…〕われわれの統

治形態のもとでは、個人の自由と財産の私的所有のゆえに避けることのできない資産の格差を矯正することを目的にしている。「個人の自由と私的所有の」原則は憲法そのものに具現化されており、その自由な行使を妨げることには市民から憲法上の権利を奪うことである。言いかえると、公衆の気運や要求にかかわらずそのような根本的な変革 (radical change) は、立法や裁判所の解釈によってなされるべきではなく、手続にそった「憲法の」修正という方法によって達成されるべきである」(id. at 617) と。したがって、「州政府の」ポリスパワーは、資産の格差を平準化するために行使されることはできない。私有財産は、単なる立法府や司法府の決定によってある者から奪われ他の者へ引き渡される——「法律による」価格設定の論理的帰結なのだが——ことはできないのである」(ibid.)。

では、女性労働者の健康の保護立法は「公共の健康と福祉」保護立法として「契約の自由」を制約しうる正統なポリスパワーの行使である、とするミュラー事件判決の原則について、判決はどのように解したのだろうか。判決は、ミュラー事件合衆国最高裁判決を「契約の自由」の保障を説く部分 (ibid. at 616) で引用するが、女性労働者保護の文脈では引用していない。労働保護規制の対象を「操業の形式」と「価格（＝賃金）」(ibid.) とに峻別し、ミュラー事件判決を前者に関する判決であるとして、後者に関する本件から区別したためであろう。

だが、たとえ労働時間規制と類似に考えることはできないとしても、低賃金による（女性）労働者の健康への影響が「公共の健康と福祉」の問題に発展することはないのであるか。判決は言う。「高賃金は必ずしも善いモラルをもたらしえないし、公衆の福祉の促進にもつながらない。美德、道徳の水準が貧者よりも富者の間で高いとは言えない。〔…〕先の戦争の勃発以後賃金が今ほど上がったことはないが、この国が始まって以来犯罪がこれほど広まったこともないのである」(id. at 621)。

こうして女性最低賃金法を「ポリスパワーの適切な行使として正当化すること〔は〕支持しえない」(ibid.) とした

のだが、もう一点興味深い指摘をする。すなわち、「議会に対する憲法上の制限は〔…〕特定の集団の市民に特別保護あるいは特権を施すために使われてはならない」とし、「女性は経済的・政治的分野で男性と完全な平等を与えられており、実際、法の平等は憲法修正〔第一九条：女性投票権規定〕によっても認められているのであって、なぜ〔最低賃金法〕の適用が男性を排除して女性だけに及ぼされるのか明らかな理由はない」(id. at 618)と。この議論は、つぎの合衆国最高裁判決に引き継がれた。

二 アドキンズ事件合衆国最高裁判所判決

事件は合衆国最高裁判所に上告された。ブランドイス判事の不参加のもと合衆国最高裁判所は、五対三で女性最低賃金法が「契約の自由」を侵害し違憲無効であるとする判決 (Adkins v. Children's Hospital, 261 U.S. 525 [1923]) を下した。一九一二年に最初の女性最低賃金法が制定されてから一一年後、女性最低賃金法は憲法違反であり存立できないという判断を合衆国最高裁判所が最終的に下したのである。

サザーランド判事による法廷意見はまず、「合理的な疑いがないほど打ち負かされるまで、議会制定法の合法性を支持するあらゆる推定が働く」と述べるが、すぐに「しかし、ある制定法が憲法に反していることが明確で疑う余地のない仕方では証明されるのであれば、われわれはそのように述べる以外の選択はない」(id. at 544)とし、また、「絶対的な契約の自由などというものは、むしろ存在しない」が、「しかし契約の自由が、それにもかかわらず一般のルールで、制約が例外なのであり、また契約の自由を縮減する立法権の行使は、例外的な状況の存在によってのみ正当化されるのである」(id. at 546)と述べて、違憲判断と「契約の自由」保護への、いわば意欲を示した。こうして女性最低賃金法が、「契約の自由」という「一般的ルール」の「制約」を正当化しうる「例外的な状況」であ

るかどうかを検討する、という土俵が設定された。そして判決は、「例外的な状況」を取り扱った先例を順に検討し、一日一〇時間の最長労働時間を定めた女性労働時間法を合憲としたミュラー事件判決の検討におよぶ。

判決は、ミュラー事件判決の判決理由をつぎの二点にしぼる。第一に「身体構造、とりわけ母性機能の観点からの（男女間の）相違」、第二に「優勢な体力によって支配権を確立してきた男性に、女性が歴史上つねに従属してきたという事実」(id. at 552-553) である。

まず二点目の「両性間の古典的な不平等」について、判決は、「[ミュラー事件判決における] 言及以来生じた偉大な——革命的とまでは言わないが——進展、すなわち、一九二〇年の合衆国憲法修正一九条〔女性投票権規定〕で頂点に達した契約上、政治上、そして市民上の女性の地位の偉大な進展によって、この差異は、たとえ完全ではなくとも、ほとんど最後の一点まで消え去った」(id. at 553) と説く。

この極端に形式主義的な「平等」論が、アドキンス事件判決の特徴である。たしかに判決が指摘するように、ミュラー事件判決はへ体力差にもとづく女性の男性への歴史的従属を指摘していた。だがミュラー事件判決は、そこから「生存 (subsistence = 生計の道、生活のかた) のための競争における女性の不利」(208 U.S. at 422)、すなわち女性の経済生活における事実上の劣位を導き出していた。また諸州の女性最低賃金法合憲判決も、低賃金がゆえの女性労働者の事実上の経済的困窮を理由としていた。これに対して判決は、多くの調査結果が示す女性の低賃金の実態に一切触れることなく、投票権獲得を持ち出して女性の法律上の地位の向上を強調する。そして女性最低賃金法という女性の「契約の自由の制限」を認めることは、「契約関係および市民的関係において女性は特別な制約に服すべきであるという古い理論から女性を解放してきた」[∴] 今日立法動向から引き出されるべき意義のすべてを無視することである」(261 U.S. at 553) と述べる。要するに判決は、ミュラー事件判決や州の合憲諸判決が重視し

た女性の現実の経済的劣位・窮状を、両性の法律上の地位の平等の達成という形式主義的平等観念によって打ち消し、乗り越えてしまうのであった。ここでは、ミュラー事件判決で女性の経済的劣位の根柢にされた「男女の身体の相違、体力差」は、経済的劣位と一緒に消え去ってしまったかのようである。

しかし判決は、いかなる場合においても男女の身体的差異を考慮すべきでないというのではない。判決はミュラー事件判決の理由の一点目の「母性機能の観点からの相違」について、「それは」適切な事例においては認識されなければならず、労働時間や労働条件を設定する立法はそれを考慮に入れるのが適当である」(id.)と述べていた。ただし最低賃金法は「母性機能の観点からの相違」を「考慮に入れる」には「適切な事例」ではないという。「この〔女性の地位の偉大な進展の〕観点において」は、「成人年齢に達し、法的能力のある女性が、〔…〕男性の場合であれば合法的には課せられないであろう」〔最低賃金法という〕契約の自由の制限を要求する、あるいは制限に服させられるという理論を認めることはわれわれにはできなく」(id.)と。

こうして判決は、先例によって「契約の自由」の正統な制約であると認められたいかなる「例外的な状況」も、女性最低賃金法にはあてはまらないと判断した。そこで判決は残りの部分において、ミュラー事件判決を最後に判例の引用を一件もせずに、先例から独立に考察して論旨を展開した。判決の中心的理由は、「女性労働者の必要生活費(necessary cost of living)」の支払いを命ずる女性最低賃金法は、「労務の価値(value of the services rendered)」をいえて「契約の核心、すなわち授受される賃金の額」(id. at 554)を侵害し、「合衆国憲法のもとで許されることのできない剥き出しの、恣意的な権限行使」(id. at 559)であると認めたことであつた。

第三節 小括

以上、女性最低賃金法をめぐる諸判決の論理を概観した。合憲判決の論理には二類型あり、ミューラー事件合衆国最高裁判決に従った諸州判決（ステットラー、クロウ、ラーソン事件判決）と、ミューラー事件判決に従いつつも独自の論旨を展開し、性差別による女性労働者の経済的困窮という実態を重視した判決（ウイリアムズ事件判決）に分かれた。

前者のミューラー事件判決型の合憲諸判決は、女性労働者の経済的自立を促進する女性最低賃金法をミューラー事件判決の（女性の従属）と（母性主義）の論理で正当化するという論理的な背理をおかした。この背理を打ち消したのが、女性最低賃金法によって女性労働者の性的モラルを維持するという目的であった。この性的モラルは、女性の（家族ないし家長男性への）性的・人格的従属を意味した家父長制的な性的モラルを暗黙の前提としていたと思われる、ミューラー事件判決型合憲判決の一種の女性の（性）モラル維持の強調は、女性の経済的自立を促進してでも女性の性的モラルを維持したいという意図があったと理解できる。それゆえミューラー事件判決型合憲判決は、女性労働者の自立を促進する女性最低賃金法を支持したとはいえ、家父長制的な（女性の従属）の思想を払拭した判決であったとはいえないであろう。

これに対して、ウイリアムズ事件判決は、女性労働者に対する家父長制的な支配の論理を突き破り、女性労働者の経済的自立を促進するものであったと評価できる。性別に中立的な労働者概念を用いて低賃金のすべての労働者の健康とモラルへの悪影響を指摘し、性差別による女性労働者の経済的困窮という実態を重視した論理は、家父長

制的な母性主義もモラリズムも希薄で、雇用差別から女性労働者を援助しようとするものであったからである。問題は女性最低賃金法違憲判決である。アドキンス事件のDC最高裁判所と合衆国最高裁判所の違憲判決はともに、一方で「契約の自由」の保障を強調し、他方で権利の男女平等を強く前面に押し出し、女性は男性と等しく「契約の自由」への政府の不当な介入から保護される、として女性最低賃金法を違憲とした。

違憲判決の男女「平等」と「契約の自由」の保障の強調には時代的な背景がある。当時は、合衆国の第一次世界大戦参戦（一九一七—一八年）に伴い女性が産業労働に動員され社会・経済的な地位を高めるとともに、女性運動により一九二〇年には憲法改正によって女性投票権が確立し、男女平等への気運が高まった時期であった。これを背景にDC最高裁も合衆国最高裁も、女性の投票権獲得を男女「平等」の実現の一つの根拠にあげた。

だが一九二〇年代に入ると、それまでの革新的な社会改良運動は下火になり、産業の発展を謳歌する保守的な時代に入った。また一九一七年のロシア革命は社会経済領域における改良的立法に対する保守派の危機感を強め、彼らは合衆国の政治経済体制の維持のために私有財産への権利、労働契約の自由の優位を説いた。女性労働者の最低賃金とはいえ、賃金の契約内容まで政府が介入することに保守派の裁判官が「体制の」根本的変革」(234 Fed. at 617) へとつながる危険性を感じとったのは、そうした背景をもっていた。

しかし他方で合衆国最高裁判決は、女性最低賃金法と女性労働時間法は区別できるとして、女性労働時間法を合憲としたミューラー事件判決を覆すものではないとしていた。アドキンス判決から一ヶ月後、実際に合衆国最高裁判所は、ミューラー事件判決と酷似した理由で女性の夜間労働を規制するニューヨーク州法を合憲とする判決(Ratice v. New York, 264 U.S. 292 [1924])を下した。女性の「契約の自由」の夜間行使を不可能にする法律を合憲とする以上、女性が男性と「平等」に享受するはずの「契約の自由」への権利の保障というアドキンス事件判決の理由づけ

を鵜呑みにすることはできないと思われる。

この事件ではニューヨーク州におけるレストランでの女性の（午後一〇時から午前六時までの）夜間労働を禁止した法律の合憲性が争われた。ニューヨーク州最高裁判所はこれを合憲とした（*Radice v. New York*, 234 N.Y. 518, 138 N.E. 429 [1923]）ため上告された。合衆国最高裁判所判決は、「アドキンズ事件判決で展開した「男女同権」には触れずにミューラー判決を引用して、「夜間労働の有害な結果は、女性のより繊細な身体組織（more delicate organism）を考慮すると、男性に対するよりも女性に対しての方が重圧となると考えた州議会の判断には、適切な理由がある」（264 U.S. at 294）として、同法を支持したのである。

合衆国最高裁判所は、労働時間規制法は合憲（ミューラー事件判決）、最低賃金法は違憲（アドキンズ事件判決）、さらに夜間労働規制法は合憲（ラデイス事件判決）とした。労働時間法を合憲とするさいには、「女性の従属」と「母性任務の遂行」を理由にし、女性最低賃金法を違憲とするさいには男女の「平等」が強調され男女の「身体構造の相違」も女性の事実上の経済的劣位も等閑視され、女性の夜間労働規制の場面では、「女性のより繊細な身体組織」すなわち男女の「身体構造の相違」が再び登場した。これらの判決はどのようにして整合的に理解されるのだろうか。これが解かれるべき、つぎの問題である。

第三章 合衆国最高裁女性最低賃金法違憲判決の分析

第一節 「契約の自由」の侵害説

女性の「保護」論による女性労働時間法合憲判決と、男女「平等」論による女性最低賃金法違憲判決とを整合的に説明する仮説の第一は、「契約の自由」の侵害を根拠にするものである。

「契約の自由」の侵害説の前提には、女性労働時間法と女性最低賃金法を、もっぱら女性労働者の資本の搾取からの保護という観点からとらえる理解がある。他方でそれらの法は使用者と労働者の「契約の自由」の一定の制約であるともされる。それゆえ問題は、「契約の自由」の制約がどこまで認められるか、というように一元的に理解される。そのため、女性労働者を「保護」したミューラー判決と「保護」を否定したアドキンス判決とは「矛盾」ととらえられる。そしてこの「矛盾」を説明する一つの類型が、「契約の自由」が「復活」した、すなわちミューラー事件判決ではいったん抑え込まれた「契約の自由」法理がアドキンス事件判決で「復活」した、とする説⁶⁷⁾である。

しかし「復活」説には疑問がある。アドキンス事件判決の直後の、女性夜間労働規制法を合憲としたラデイス事件判決は、「契約の自由」法理が「復活」したというのであれば違憲と評価されたはずではないか。もともとアドキンス事件判決は、女性最低賃金法と女性労働時間法を区別していたのだから、夜間労働規制を労働時間規制の一種であると考えればラデイス事件判決はアドキンス事件判決と区別されることになる。しかし両者が区別されるのであれば、そもそも「契約の自由」法理が「復活」したという評価自体が正確ではない。

「契約の自由」の侵害説のより重要な類型は、女性最低賃金法が「契約の自由」を過度に侵害するとする「過度の侵害」説である。たとえばスコッチポルは、つぎのように述べる。「最高裁判所は、最低賃金規制は——『民族の母』⁶⁸（「ミューラー事件判決」）にとつてさえ——契約の自由への権利をあまりにも侵害しすぎるといふ、レッセフェールの、産業志向的議論を受け入れた」。

最低賃金法と労働時間規制法がそれぞれ資本蓄積に与える影響の違いに注目すれば、「過度の侵害」説には理由があるように思われる。時間規制と賃金規制を独立して個別に考察すれば、利潤の極大化という資本制の原理にとつていずれもたしかに相対的である。最長労働時間が規制されても、時間あたりの賃金を切り下げれば同じ利潤を確保できるし、労働強化等によつて生産力を向上させて相対的に利潤を確保することもできる。また最低賃金だけが法定されても、労働時間を延長すればよいからである。しかし、労働時間規制と最低賃金の法定がセットになると、利潤確保に影響を与えること必定である。そして具体的に争われた女性最低賃金法は、すでに存在している女性労働時間法や夜間労働規制法と相互作用して資本蓄積を確実に制限し、女性労働者の労働条件を向上させる現実的可能性があった。それゆえ産業資本を擁護しようという最高裁判所の姿勢は、女性最低賃金法を違憲とする方向に作用したことはまちがいない。

しかし、この説にも難点がある。第一にラデイス事件判決の位置づけである。最高裁判所は、レストラン業における夜間の女性労働力の搾取そのものを不可能にする女性夜間労働規制法をラデイス事件において合憲としたのである。最高裁判所が、「（女性の）契約の自由への権利をあまりにも侵害しすぎる」、あるいはあまりにも資本蓄積を制限しすぎる、という理由で女性最低賃金法を違憲にしたのだとすれば、夜間の女性の「契約の自由」の行使そのもの、夜間の女性労働の搾取そのものを不可能にする女性夜間労働規制法が許容されるはずはないと思われるので

ある。この疑問は、言いかえると、「契約の自由」の侵害という観点からだけでは女性労働時間法 \parallel 合憲、女性最低賃金法 \parallel 違憲という最高裁判決を十分に説明できないのではないか、という疑問である。

「契約の自由」の侵害説に対するより大きな疑問は、なぜ「労働時間や労働条件を設定する立法」においては「母性機能の観点からの（男女間の）相違」を考慮に入れてよく、最低賃金の設定においては許されないと最高裁判所が考えたのかということ、それが説明していないことである。ミューラー事件判決は、男女の身体的相違が女性の経済的劣位をもたらすことを女性労働時間規制の根拠の一つとしていたのであり、女性労働者の差別的な経済的窮状の現実を考慮すれば、この論理は女性最低賃金法を正当化する根拠としても援用しえたと考えられる。にもかかわらず、なぜアドキンズ事件判決はそうしなかったのか、これこそが問われなければならない。しかし、女性労働者の「保護」のために「契約の自由」の制約がどこまで許容されるかという点のみをもつばら問題とする「契約の自由」の侵害説の一元的な問題設定からは、この問い自体が出てこない。

「契約の自由」の侵害という観点からだけでは女性労働時間法 \parallel 合憲、女性最低賃金法 \parallel 違憲という最高裁判決の「矛盾」を十分に説明できないとしたら、先の問いこそが解明の鍵となるはずである。笹沼朋子の言うように、「サザランド裁判官が経済市場を強く擁護する自由放任主義の立場であったことには疑いがない。しかし、これまで自由放任主義の立場にあった裁判官の多くが『女性』労働者の保護法を援護してきたのである。したがって、それだけで、女性労働者保護についての大きな姿勢の転換（『女性最低賃金法違憲判決』を説明することはできない⁶⁹）のである。最高裁判所が（夜間労働規制を含む）女性労働時間法を合憲としたことと、女性最低賃金法を違憲としたことの間には、「契約の自由」の擁護だけではない何かほかの理由があったと考えるほかない。

そしてそれは、アドキンズ事件判決とラディス事件判決に共通の理由でなければならぬ。一ヶ月しか間がな

く、かつまた同じ裁判官によって法廷意見が執筆された兩判決は、「どちらも同じ思想によって導かれていると考えた方が自然⁷⁰⁾」だからである。すなわち、「契約の自由」擁護には還元しえない、ミユラー・アドキンズ・ラデイス判決すべてを貫く最高裁判所の「同じ思想」を、明らかにする必要があるのである。

第二節 「性別分業」の維持説

一 「性別分業」という視角

この要請に応えるのが、労働時間規制と賃金規制が性別分業ないし女性労働にもつ意義という観点からミユラー・ラデイス判決（労働時間法合憲判決）とアドキンズ判決（最低賃金法違憲判決）の整合的説明を試みるものである。すなわち、労働時間規制や職域制限は、女性の労働市場からの排除⁷¹⁾家庭復帰を促し、性別分業を促進する。これに対して最低賃金の法定は、女性労働を評価することをつうじて女性を家庭から労働市場に誘導し、性別分業を解する方向に作用する⁷²⁾。それゆえ、女性労働時間法を支持したミユラー・ラデイス判決と最低賃金法を破棄したアドキンズ判決とは、性別分業の維持という観点から一貫していると理解できるのである。ウォートマンは、「最高裁判所は、女性が労働市場に参加することを促進しない限りにおいてのみ保護されるべきと意図したのであるか⁷³⁾」と指摘する。

この解釈をアドキンズ事件判決の論理に即して検討してみる。判決は、「身体構造、とりわけ母性機能の観点からの（男女間の）相違」は「適切な事例においては認識されなければならず、労働時間や労働条件を設定する立法はそれを考慮に入れるのが適当である」と述べていた。これに対して、最低賃金法は「母性機能の観点からの（男女

間の「相違」を「考慮に入れる」には「適切な事例」ではないと判断した。言いかえると、女性の「母性機能」と女性労働者の最低賃金法とは関係がないということである。なぜ関係ないのか。

それは「母性機能」は性別分業型家族のなかで発揮されるのであり、母性を営む女性は労働しないからである。女性労働時間規制や職域規制は性別分業を促進する。それゆえそれらは「母性機能の観点」から「適切な事例」とされる。女性最低賃金法は勤労女性の問題である。それゆえ「母性機能」と女性の最低賃金の問題は別個の問題であり、女性最低賃金法の合憲性の判断において「母性機能」の問題を考慮するのは「適切」でないといわれる。アドキンス事件判決の男女「平等」論は性別分業と矛盾しない限りでの「平等」であった。⁷³⁾

このように女性労働「保護」法に関する最高裁判所諸判決の基本姿勢を、労働者としての女性の保護ではなく、性別分業⁷⁴⁾女性労働の排除であると把握すれば、ミュラー・アドキンス・ラディス判決における「平等」論は、どちらも性別分業労働（⁷⁵⁾男性中心の労働）を前提としており、前者は性別分業を促進する——労働市場の女性労働者を家庭復帰を促す——ための女性労働「保護」（⁷⁶⁾排除）論、後者は性別分業を維持する——女性の賃労働化を抑制する——ための男女「平等」論であった。その意味において、両者は、性別分業という原則からの二つの派生形態にはかならなかった。⁷⁷⁾

二 「性別分業」の意義

それでは、なぜ最高裁判所は男女の性別分業を維持、促進しようとしたのであろうか。性別分業の具体的な意味は何か、という問題である。笹沼は、「サザーランド裁判官の自由放任主義、個人主義とは詰まるところ産業資本の

発展の擁護であり、そのためには社会、種の存続、繁栄は決定的に重要である」という。ここでは、「種の保存、繁栄」＝母性の發揮は資本の要請であるにとらえられている。それゆえ、アドキンズ、ラデイス両判決の執筆で「産業資本の発展を擁護」するサザーランド最高裁判事は、「彼にしても女性の『母性』には一歩退かざるを得（ず）」、「母性」を擁護する夜間労働規制法が争われたラデイス事件においてはそれを支持する判決を書いたが、しかし「女性を家族に従属するものから一個の労働者として取り扱う契機を持」ち、「母性」の發揮＝資本の要請と相いれず、それを阻害する女性最低賃金法は、これをアドキンズ判決において「退け」た、とされる。⁷⁶⁾

しかしながら、女性最低賃金法は本当に女性の「母性機能」の遂行を妨げる（＝産業資本の要請に反する）のであろうか。この点を、女性最低賃金法が女性の生活に対してもった現実的な意義を探ることによって検討したい。それをとおして、性別分業の維持、促進という最高裁判所の姿勢のイデオロギーとしての意義が明らかになる。

当時、性別分業によって、既婚女性はわずか四・六%しか働いておらず、未婚女性が多く含まれる一五―二四歳の女性の約四割、寡婦の約三割、離婚女性の約二人に一人が賃労働に従事していた。⁷⁷⁾したがって、当時賃労働にしていた女性は、主には未婚、離婚、非婚女性および寡婦、すなわち夫のいない自分が主たる家計維持者である女性であり、既婚有夫女性であれば、夫の収入では生活できない低所得層の妻であった。そしてこれらの女性のなかには、子どもや老父母などの扶養家族をかかえた女性も多く含まれていた。一九〇〇年には、子どもの約一〇人に一人が片親に育てられており、片親の約九割が母親であった（さらにその八割が寡婦⁷⁸⁾）。差別的低賃金の痛手を最も被っていたのがこれら扶養家族をもった女性たちであり、したがってまた、女性最低賃金法の恩恵を最も多くうけるはずであったのも、それらの女性たちであった。それゆえ女性最低賃金法は、「母性機能」の發揮一般と矛盾するものではなく、現実的にはむしろ、非婚・離婚女性、寡婦、低所得夫の妻などの女性たちによる子どもの養育＝「母

性機能」の發揮を支援し、促進するものであったといふことができる。

このように理解すると、女性最低賃金法が「母性機能」の發揮を阻害することを前提としたうえで、この阻害が「次世代労働力再生産」という「資本の要請」に反するがゆえに女性最低賃金法は違憲とされた、と考えることには根本的な疑問が生ずる。この説は、女性最低賃金法が母性任務遂行が困難な女性たちを支援し、「労働力の再生産」＝「産業資本の利益」とは矛盾しない点を看過しているからである。

それでは、性別分業の維持・促進を原則とする最高裁判所は、なぜ貧困女性の「母性機能」の發揮を支援する女性最低賃金法を違憲無効としたのだろうか。ここでは、「女性」のみの最低賃金法は、女性を家族に従属するものから一個の労働者として取り扱う契機を持っていた」という笹沼の指摘を、「労働力の再生産」の確保＝資本の要請とは区別して評価する必要があると思われる。

そのさい重要なのは、性別分業の現実的な意味である。性別による分業とは、単なる性別による役割の対等な分担なのではない。それは女性の経済的自立を奪い、社会的・公的地位から排除し、家族＝家長男性に従属させる。そこにあるのは「分業」という名の支配である。

最低賃金法が「家族賃金」を定めるものであったら、それは性別分業の要請をまさに反映するものである。ところが、合衆国で成立したのは、女性の「生活賃金(living wage)」を保障する女性最低賃金法であった。それは家族＝家長男性からの女性の経済的自立を促進し、男性＝父または夫に経済的に依存できない女性たちを経済的に支援し、その女性たちによる家族(子ども、老人)の扶養＝「母性機能」の發揮を援助するものであった。女性最低賃金法の現実的効果は、女性の経済的自立、したがってまた、男性に依存しない、女性の自立した「母性任務」の遂行であった。女性最低賃金法が女性の「母性任務」の遂行一般を妨げる、というのはイデオロギーにすぎず、現実的に

は女性労働者が「個人として自立できる生活必要費」を得て自立すること、そして男性に頼らずに家族を扶養できるようにすること、総じて女性の独立を女性最低賃金法は促すのであった。

「男性より繊細な身体組織」を根拠に労働時間法・夜間労働規制法を支持し、男女「平等」論によって女性最低賃金法をしりぞけた合衆国最高裁判所の「思想」は、性別分業の維持であった。そして性別分業の維持のより現実的な意味は、女性を性別分業型家族内にとどめ、女性の家族Ⅱ家長男性に従属的な地位を維持するという社会的性別観Ⅱジェンダーであったのである。

むすびにかえて

アドキンズ事件判決は女性最低賃金法の制定運動と運用に破滅的な影響を与えた。判決から六年後の一九二九年までの間に新たに女性最低賃金法を制定した州はなく、オレゴン、ワシントン、カリフォルニア州を除き、既存の法律は運用が停止された。⁷⁸しかし、一九二九年に始まった大恐慌による経済状況の劇的な変化によって、状況は一変する。恐慌の間に新たに二一州が女性（あるいは男性も含む）最低賃金法を制定した。⁷⁹

ところが、経済と社会の劇的な変化にもかかわらず、合衆国最高裁判所は一九三六年の判決において、再びニューヨーク州女性最低賃金法を違憲無効とした。最高裁の「九人の老人たち」に対する社会的批判が強まり、政府の「裁判所抱き込み計画」が再燃するなか、一九三七年に再びワシントン州の女性最低賃金法の合憲性判断を迫られたパリスシュ事件判決⁸⁰で最高裁判所は、ついに判例変更をして女性最低賃金法を支持するにいたった。いわゆる「憲法

革命」とよばれる、合衆国最高裁判所史上の画期をなす判例変更である。

しかし、合衆国最高裁判所はこの判例変更を、社会経済立法への裁判所の不干渉という司法消極主義によって行なったのであり、「女性の従属」を意味する性別分業観念を放棄したことによるものではなかった。パリッシュ事件判決で最高裁判所は、女性労働保護法を「女性の従属」によって正当化するという事件ミュラー判決の法理を再確認したのである。最高裁判所のこの姿勢は、一九六〇年代の女性解放運動による平等要求によって問われるまで生きつづけた。六〇年代の女性解放運動の平等要求は性別分業自体の変更を迫るものであり、そうした社会的背景のもとでの「平等」と「保護」をめぐる最高裁判所諸判決をジェンダーの視角から分析することが、今後の課題である。

注

- (1) 中里見博「合衆国最高裁判所における女性労働『保護』法理の成立(一)(二)完——最高裁判所のジェンダー分析に向けて」名古屋大学法政論集一六六、一六七号(一九九六、一九九七年)。
- (2) 中里見・前掲注(1)(二)第三章第三節を参照のこと。なお後出注(6)も参照せよ。女性の母性任務の遂行を「両性の生来的な相違」、「女性が」営む人生における役割」とするミュラー事件判決の立場を、前稿と同様「母性主義」とよぶ。中里見・前掲注(1)(二)三五頁参照。
- (3) 中里見・前掲注(1)(二)三五七頁。
- (4) 詳しくは第二章第二節参照。
- (5) 本稿で単に性別分業という場合には、交換価値を生み賃金を得る生産労働に男性が従事し、家事・育児・介護などの他者生命

の維持・産出・看取りに関わる當為（本稿では英語圏フェミニズムの用語を使い、以下再生産労働〔reproductive labor〕に女性が携わるという意味での、したがって生産労働からの女性の排除と男性中心の労働という近代的な意味での性別分業として用いる。女性が雇用労働につく場合にも、男性に対して差別的な取扱いを受けることになる。家内生産主体の前近代における性別分業については、後出注(9)を参照せよ。

- (6) 「社会的な性別」という意味のジェンダー概念は、男性⇨普遍から女性が権力的に差異づけられていることを問題にする。上野千鶴子「差異の政治学」上野他編『ジェンダーの社会学』(山石波講座現代社会学第一卷、一九九五年)。その意味で、二つのセックス(生物学的性別)の上に二つのジェンダーが構築されるのではなく、ジェンダーは「単数」である。クリスティーン・デルファイ「セックスとジェンダー」平成元年度女性学国際セミナー『性役割を変える——地球的視点から』(国立婦人教育会館、一九八九年)二六頁。したがってジェンダーの視点から性別分業を問うとは、男性を中心に構築された労働から女性がいかに差異化され排除されているかを問うことにはかならない。ジェンダー分析という方法は、本稿の扱う労働のみならず、人間像、言語、法律、政治などのあらゆる領域の男性中心で女性排除的な組み立てを問い直すことである。また中里見・前掲注(1)一〇一頁注(4)も参照せよ。

- (7) 一九九七年六月、男女雇用機会均等法と労働基準法が同時改正され、女性差別禁止の強化と女子保護規定の撤廃(狭義の母性保護については強化)がなされたさい、衆議院の労働委員会において自民党委員から「平等な扱いを求めるなら、男性と同じように働いてもらわなければならない」との「意見が目立った」という。朝日新聞一九九七年五月二二日。留意すべきはそこで、雇用の男女「平等」の推進と女性「保護」とが対立関係において把握されていることである。

- (8) *Children's Hospital v. Adkins*, 234 Fed. 613, 623 (1922). 詳しくは第二章第二節参照。

- (9) 性別分業の視角を取り入れた研究として、THE DA SKOCPOL, PROTECTING SOLDIERS AND MOTHERS: THE POLITICAL ORIGINS OF SOCIAL POLICY IN THE UNITED STATES (1992)がある。判例研究ではないが女性労働立法の詳細な政治学的分析は

きわめて有益である。また本稿の判例分析に最も近いアブローチをとるのが、笹沼朋子「アメリカ最低賃金法にみる平等原則——アドキンズ判決の今日的意義」早稲田大学大学院法研論集七七号（一九九六年）であり多くの示唆を得たが、本稿とは分析を異にする点もある。詳しくは第三章第二節を参照。

(10) 一九〇〇年の女性賃労働就業率は二〇・〇%だが年齢により大きな差があり、一五歳から二五歳は約三人に一人、二五歳以上は約六人に一人となる（表1、2参照）。また全製造業労働者の一九%を女性がしめていた（男性七八%、一六歳未満の年少者三%）。EDITH ABBOTT, *WOMEN IN INDUSTRY: A STUDY IN AMERICAN ECONOMIC HISTORY* 81 (1969).

(11) アボットの研究によれば、一九〇〇年頃に女性の間で就業率の高い職種は、家事用人（domestic and personal service）、製造業、農業、商業・輸送業、専門職の順であり、製造業の中では紡績、衣服加工、タバコ、靴、印刷・出版の順に多く、紡績と衣服加工においては女性の方が多かった。ABBOTT, *supra* note 10, at 5, 85.

(12) LESLIE WOODCOCK TENTLER, *WAGE-EARNING WOMEN: INDUSTRIAL WORK AND FAMILY LIFE IN THE UNITED STATES, 1900-1930*, 20 (1979). 「まだ仕事を器用にこなせず慣れていない男性非熟

【表1】男女別就業率（%）

	(1890-1930年)	
	男性	女性
1890年	84.3	18.2
1900年	85.7	20.0
1920年	84.6	23.6
1930年	82.1	23.6

【表2】年齢別就業率（%）

年齢	(1900年)	
	男性	女性
10-15	26.1	10.2
16-20	76.8	32.3
21-24	93.1	30.8
25-34	96.3	19.9
35-44	96.6	15.6
45-54	95.5	14.7
55-64	90.0	13.2
65	68.4	9.1

出典: JULIE MATTHAEI, *AN ECONOMIC HISTORY OF WOMEN IN AMERICA* 142, 148(1982).

- 練工は、一日二ドル、週一二ドルを支給される。女性非熟練工は、長期間仕事につき、慣れて、作業に役に立つようになっていても、一日一ドル、週六ドルしか支払われない。なぜなら、男性非熟練工と女性非熟練工の間の賃金比率が二対一だからである」。 *Id. citing ELIZABETH BEARDSLEY BUTLER, WOMEN AND THE TRADES: PITTSBURGH, 1907-1908, 218 (1909).*
- (13) ABBOTT, *supra* note 10, at 312; TENTLER, *supra* note 12, at 19.
- (14) テントラーは、男女間の権威的力関係が女性労働者が男性雇用者と賃金その他の労働条件を交渉するさい不利に働いた事例を具体的にあげる。TENTLER, *supra* note 12, at 20-24.
- (15) 「近代社会における女性の従属的地位と『家族賃金』観念の成立・定着とを結びつける視角」から「家族賃金」観念をとらえるものとして、木本喜美子『家族・ジェンダー・企業社会——ジェンダー・アプローチの模索』（ミネルヴァ書房、一九九五年）がある。
- (16) ヒューズは早くから「家族賃金」をつぎのようにとらえていた。「〔家族賃金理論によると〕すべての女性は、夫であれ、父であれ、兄または弟であれ、だれか男性の賃金に依存するものとみなされる。女性が必要に迫られて、あるいは好みから家庭の外で働くと、彼女は自分自身以外には養う者はだれもない一時的な労働者とみなされる。彼女の賃金は、それゆえ同じまたは類する仕事を行なっている男性よりも低くなる」。GWEDOLYN S. HUGHES, *MOTHERS IN INDUSTRY: WAGE EARNING BY MOTHERS IN PHILADELPHIA 10 (1925)*.
- (17) この点多数の調査結果が残されている。一例をあげると、一九〇〇年代初頭、都市部で女性一人がつましい生活を送るには週最低八ドルが必要であり、子ども三人の五人家族には週最低一五から二〇ドルが必要であったが、全女性労働者の七五%が八ドル未満の賃金を受け取っており、五〇%が六ドル未満、一五%が四ドル未満であったという。JOHN COMMONS & JOHN ANDREWS, *PRINCIPLES OF LABOR LEGISLATION* 44 (4th ed., 1936). 州の工場調査委員会や連邦労働統計局の調査の結果も記されている。 *Id.* at 45-47.

(18) 「近代家族という」新家族もまた、男(men)の「個人」がそれを支える限りでは、——封建時代の旧家族と同じく——『家父長制』であるといわれねばならない。中西洋「経済学とへ家族」家族史研究編集委員会編『家族史研究第六集』（大月書店、一九八二年）七七頁。

(19) 工業化以前の家父長制社会では、生産単位である家族に基礎をおいた、自律的な共同体的秩序がまもられていた。家族は家長男性の統率のもとにあったが、女性も生産労働の重要な一部を、そして男性もまた再生産労働の重要な役割を担っていた。前近代の性別分業は、したがって生産労働内、再生産労働内での分業であった。HUGHES, *supra* note 16, at 12; Hilary Land, *The Family Wage*, 6 FEMINIST REV. 55, 56-7 (1980). 木本・前掲注(5)六三—六四頁参照。

(20) 年少者・女性を対象とした労働時間法（いわゆる「工場法」）と性別分業型近代家族の関係につき、中里見・前掲注(1)第二章とくに一一九頁注(19)の文献を参照せよ。「工場法」による子どもと女性の家庭回帰と並行して、成人男性一人の所得によって妻子を養育できる「家族賃金」が要求され、中産階級の間でまず一定実現し、労働者家族の獲得目標として労働運動において要求された。イギリスにおいて Land, *supra* note 19, at 58; Michelle Barrett & Mary McIntosh, *The 'Family Wage': Some Problems for Socialists and Feminists*, 11 CAPITAL & CLASS 51, 53-4 (1980). 合衆国については、第二節を参照。

(21) HUGHES, *supra* note 16, at 22.

(22) TENTLER, *supra* note 12, at 25.

(23) 多くの女性が経済的必要から低賃金労働に従事している実態は、二〇世紀初頭に現れたいくつもの女性労働調査によって社会に広く知られることとなった。連邦労働局による調査として、UNITED STATES CONGRESS, SENATE, REPORT ON CONDITIONS OF WOMAN AND CHILD WAGE-EARNERS IN THE UNITED STATES, SENATE DOCUMENT 645, 61st CONGRESS, 2d SESSION (1910-13) 19 vls. 民間機関や個人による調査報告としては、たとえば、JACOB ANDREW LIEBERMAN, THEIR SISTERS' KEEPERS: THE WOMEN'S HOURS AND WAGES MOVEMENT IN THE UNITED STATES, 1890-1925, 260-4 (1971)(Ph.D. dissertation, Co-

lumbia University); Elizabeth Brandeis, *Labor Legislation*, in JOHN COMMONS & HIS ASSOCIATES, HISTORY OF LABOR IN THE UNITED STATES, 1896-1932, v.III, 399, 507 n.19 (1935) にあげられている。

(24) AFLは、一八八〇年代後半以降衰退した不熟練・半熟練労働者の組織、労働騎士団 (Knights of Labor) に対抗して生まれ、勢力を伸ばした。労働騎士団の盛衰、AFLの労働騎士団との対抗と誕生については、JOHN COMMONS & HIS ASSOCIATES, HISTORY OF LABOUR IN THE UNITED STATES, v. I, chs. X-XII (1918) に詳しい。一八八六年の結成以後AFLが合衆国の労働組合運動の主流を占めたため、以下AFLを中心とした男性労働組合の態度を検討する。

(25) E. E. CUMMINS & FRANK T. DEVYVER, THE LABOR PROBLEM IN THE UNITED STATES 261-62 (3rd ed. 1947); SUSAN LEHRER, ORIGINS OF PROTECTIVE LABOR LEGISLATION FOR WOMEN, 1905-1925, 144-46 (1987).

(26) その理由としては、法定最低賃金の固定化により最低賃金が逆に最高賃金として機能する恐れ、賃金交渉の場が労使交渉から産業福祉委員会に移転し労働組合の賃金交渉力が失われることへの危惧があげれる。LOUIS L. ATHEY, THE CONSUMERS' LEAGUE AND SOCIAL REFORM, 1890-1923, 203 (1965)(Ph.D. dissertation, University of Delaware); SKOCPOL, *supra* note 9, at 412. 44
た、州政府に労働者保護を頼ることで一九一〇年に未組織の九〇%の労働者が組合に加盟する必要を見出さなくなることへの危惧をもける論者もある。Alice Kessler-Harris, *Protection for Women: Trade Unions and Labor Laws*, in DOUBLE EXPOSURE: WOMEN'S HEALTH HAZARDS ON THE JOB AND AT HOME 139, 145 (WENDY CHAVKIN ed. 1984).

(27) 熟練労働者組合による女性労働者の排除については、*See, e.g.*, PHILIP S. FONER, HISTORY OF THE LABOR MOVEMENT IN THE UNITED STATES, vol. II: FROM THE FOUNDING OF THE AMERICAN FEDERATION OF LABOR TO THE EMERGENCE OF AMERICAN IMPERIALISM 189-95, 364-68 (1955); Ruth Milkman, *Organizing the Sexual Division of Labor: Historical Perspectives of "Women's Work" and the American Labor Movement*, 10 SOCIALIST REV. 95 (1980).

(28) *See, e.g.*, CUMMINS & DEVYVER, *supra* note 25, at 266-70.

- (6) LEHRER, *supra* note 25, at 148-51.
- (7) SKOCPOL, *supra* note 9, at 412-13.
- (8) *Id.* at 401.
- (9) Eli Zaretsky, *The Place of the Family in the Origins of the Welfare State, in* RETHINKING THE FAMILY: SOME FEMINIST QUESTIONS 214 (B. THORNE & M. YALOM eds. 1982); CUMMINS & DEVYER, *supra* note 25, at 269.
- (10) 現に女性最低賃金法の合憲性が争われたステットラー事件「ブドキンズ事件はともに女性最低賃金法の制定により解雇された女性も原告となった」。Simpson v. O'Hara, 141 Pac. 158 (1914); Lyons v. Adkins, 284 Fed. 613 (1922).
- (11) Diane Kirby, "The Wage-Earning Woman and the State": The National Women's Trade Union League and Protective Legislation, 1903-1923, 28 LAB. HIST. 54, 55, 67 (1987).
- (12) Allen Davis, *The Women's Trade Union League: Origins and Organization*, 5 LAB. HIST. 3 (1964); Robin Miller Jacoby, *The Women's Trade Union League and American Feminism*, 3 FEMINIST STUD. 126, 126 (1975).
- (13) LIEBERMAN, *supra* note 23, at 269. マーラーは「W.T.U.L.が当初から立法を労働運動の補助手段と位置づけようとした」。LEHRER, *supra* note 25, at 125-26.
- (14) Kirby, *supra* note 34, at 56.
- (15) LIEBERMAN, *supra* note 23, at 270; LEHRER, *supra* note 25, at 126. 「ワ」がW.T.U.L.とA.F.L.の分岐点である」。Kirby, *supra* note 34, at 67.
- (16) 13 AM. FEDERATIONIST 36 (1906), cited in LEHRER, *supra* note 25, at 19. 引用の言葉はA.F.L.の会長サミュエル・コハーンスの手紙である。
- (17) See, e.g., LEHRER, note 25, at 147-48; James J. Kenneally, *Women and Trade Unions 1870-1920: The Quandary of the Reformer*, 14 LAB.

- HIST. 42 (1973).
- (41) Kirby, *supra* note 34, at 66.
- (42) *Id.*
- (43) 中里見・前掲注(1)〔一三三—一四頁と引用文献を参照の〕より。
- (44) ATHEY, *supra* note 26, ch. VII; Allis Rosenberg Wolfe, *Women, Consumerism, and the National Consumers' League in the Progressive Era, 1900-1923*, 16 LAB. HIST. 378 (1975); SKOCPOL, *supra* note 9, at 407.
- (45) Helen G. Tyson, *Forward to HUGHES*, *supra* note 16, at xx-xxi, 16; COMMONS & ANDREWS, *supra* note 17, at 58; LEHRER, *supra* note 25, at 90.
- (46) COMMONS & ANDREWS, *supra* note 17, at 59.
- (47) *Id.* citing Commonwealth Arbitration Reports, vol. vi, at 71.
- (48) SKOCPOL, *supra* note 9, at 407-8.
- (49) *Id.* at 408; ATHEY, *supra* note 26, ch. VII.
- (50) SKOCPOL, *supra* note 9, at 409-12.
- (51) *Id.* at 409-10.
- (52) *Id.* 410-11.
- (53) 中里見・前掲注(1)〔三三—三五頁〕。
- (54) SKOCPOL, *supra* note 9, at 411-17, 402-3, Table 8.
- (55) *Id.* at 413. この点は裁判所の女性最低賃金法合憲判決の理由にも反映している。第二章第一節参照。
- (56) *Id.* 中産階級の女性集団としては、女性クラブ同盟、女性キリスト教禁酒連合、キリスト教女子青年会などがあげられてい

る。

(57) 一九二三年の最高裁判所違憲判決が出されるまでの間に一六州で成立した。

(58) Brandeis, *supra* note 23, at 523. 当時の連邦議会上院報告によると、女性労働者の最低賃金には「単身女性の並の生活支出であり、それには住居、食事、衣類、交通、医療、週一回の映画またはそれに相当するもの、そして教会への寄付」が含まれるという。Cited in JUDITH BAER, THE CHAINS OF PROTECTION: THE JUDICIAL RESPONSE TO WOMEN'S LABOR LEGISLATION 91 (1978).

(59) Brandeis, *supra* note 23, at 527-30.

(60) *Id.* at 531-38; Arnyess Joy, *Washington's Minimum-Wage Law and Its Operation*, 34 J. POL. ECON. 691, 711 (1926). また水島密之亮『アメリカ最低賃金法』(有斐閣、一九五一年)第三章第四節参照。

(61) ミュラー事件判決は、女性の「身体的構造と母性機能」を根拠に、「生存競争上の不利」による「男性への従属」と「強壮な民族の維持」の役割「の二点を導き出し、「女性の保護を目的とした法律は、たとえ男性には必要なく支持され得ないものでも、支持される」としていた。それは、男女の生物学的差異(≡セックス)によつて男女の社会的差異(≡ジェンダー)を正当化する典型的な論法であった。中里見・前掲注(1)(第二章第三節参照)。

(62) この点の簡単な指摘として、Ora L. Marshino & Lawrence J. O'Malley, *Wage and Hour Legislation in the Courts*, 5 GEO. WASH. L. REV. 865, 872 (1937). またスロッチポルは中産階級が女性労働者の性モラルの維持・改善を求めて立法運動を進めたことを分析してゐる。前出注(6)参照。

(63) *Stetler v. O'Hara*, 243 U.S. 629 (1917).

(64) BAER, *supra* note 58, at 92. この点を詳しく展開するのが、Thomas Reed Powell, *The Judiciality of Minimum-Wage Legislation*, 37 HARV. L. REV. 545, 546-47 (1924).

- (65) *State v. Crowe*, 130 Ark. 272, 197 S. W. 4 (1917); *Williams v. Evans*, 139 Minn. 32, 165 N. W. 495 (1917); *Larson v. Rice*, 100 Wash. 642, 171 Pac. 1037 (1918).
- (66) 中里見・前掲注(1)〔三三〇頁〕。
- (67) *BAER*, *supra* note 58, at 91. 日本での研究だが、「契約の自由は、再びまたその花を開いた」。田中英夫『英米法研究2 デュー・プロセス』一九二頁（東京大学出版会、一九八七年）。
- (68) *SKOCPOL*, *supra* note 9, at 423.
- (69) 笹沼・前掲注(9)八三頁。
- (70) 笹沼・前掲注(9)九一頁。
- (71) スコッチポルがこの点を指摘するが判決分析はしていない。*SKOCPOL*, *supra* note 9, at 408. また女性最低賃金法によって女性の最低賃金が上昇した結果女性労働者が解雇され男性が代わりに雇われる事態も生じた。前出注(33)参照。その意味で女性最低賃金法は性別分業解体という論理が女性を家庭に押し止める、あるいは女性の低賃金を維持するイデオロギーとしての機能も果たしたと思われる。
- (72) *MARLENE STEIN WORTMAN, WOMAN IN AMERICAN LAW, vol. 1: FROM COLONIAL TIMES TO THE NEW DEAL* 335 (1985).
- (73) それゆえ、アドキンス事件判決において最高裁判所がミューラー事件判決でみせた「ジェンダー観念を旋回させ」たとする前稿の把握は正確ではなかった。中里見・前掲注(1)〔三六一頁参照〕。
- (74) 合衆国最高裁判所の諸判決（ミューラー、アドキンス、ラティス判決）についてはこう理解できるが、州最高裁判所のミューラー型女性最低賃金法合憲判決（ステットラー、クロウ、ラーソン判決）をどう位置づけるかが問題となる。この点について本稿は、第二章第三節で述べたように、それらの州最高裁判決も同じく家父長制的性別分業観に依拠していたが、性別分業の維持よりも、低賃金による（多くは一六歳から二四歳までの若年未婚の）女性労働者の性モラルの維持を重視したため女性最低賃金法を支持

した」と理解する。

(75) 笹沼・前掲注(9)九二頁。

(76) 下表

(77) LINDA GORDON, PITIED BUT NOT ENTITLED: SINGLE MOTHERS AND THE HISTORY OF WELFARE 18 (1994).

(78) Irene O. Andrews, *Minimum Wage Comes Back!*, 23 AM. LAB. LEGIS. REV. 103, 104-5 (1933); Norman Macbeth, Jr., Note, *Present Status of the Adkins Case*, 24 KY. L. J. 59, 61-2 (1935); Brandeis, *supra* note 23, at 505.

(79) BAER, *supra* note 58, at 97.

(80) Morehead v. New York ex rel. Tipaldo, 298 U.S. 587 (1936).

(81) West Coast Hotel v. Parrish, 300 U.S. 379 (1937).

(82) 300 U.S. at 394-95.

15歳以上女性の婚姻上の地位および年齢別労働力参加率(%) (1890年)

婚姻上の地位

年齢	すべての婚姻上の地位	独身および不明	既婚	死別	離婚
全年齢	18.9	40.5	4.6	29.3	49.0
15-24	29.0	37.3	6.4	53.5	50.0
25-34	17.2	55.0	4.8	55.0	56.0
35-44	13.2	48.1	4.5	50.1	54.2
45-54	12.9	41.0	3.9	37.0	44.5
55-64	12.0	32.3	3.0	24.5	32.9
65	8.3	17.7	2.3	11.0	18.1
不明	30.8	44.0	14.2	39.2	58.2

出典：MATTHAEI, *supra* note 10, at 130.